

庄内町教育委員会議事録

令和2年第4回定例会

令和2年3月24日

庄内町教育委員会

庄内町教育委員会 令和2年第4回定例会 議事録

- 1 会議日程 令和2年3月24日(火)
 - 開会 午前9時00分
 - 閉会 午前10時18分
- 2 会議場所 庄内町役場総合支所 第二会議室
- 3 内 容
 - 1 開 会
 - 2 議事録承認
令和2年第2回定例会議事録
令和2年第3回臨時会議事録
 - 3 報 告
 - (1) 経過報告
 - (2) 令和2年第1回庄内町議会定例会(3月)について
 - (3) その他
 - 4 付議事件
 - 日程第1 議案第15号 庄内町教育委員会職員の人事発令について
 - 日程第2 議案第16号 庄内町立図書館長の任命について
 - 日程第3 議案第17号 庄内町余目第三公民館長の任命について
 - 日程第4 議案第18号 庄内町複合型屋内運動施設(仮称)整備基本計画の変更について
 - 日程第5 議案第19号 令和2年度庄内町教育委員会の重点と視座について
 - 日程第6 議案第20号 庄内町外国語指導助手設置規則を廃止する規則の設定について
 - 日程第7 議案第21号 庄内町部活動指導員設置規則を廃止する規則の設定について
 - 日程第8 議案第22号 庄内町教育委員会が定める日帰り旅行の日当を支給しない職に関する規程を廃止する規程の設定について
 - 日程第9 議案第23号 庄内町外国語指導助手の赴任及び帰国旅費取扱い規程を廃止する規程の設定について
 - 日程第10 議案第24号 庄内町教育相談室設置運営規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第11 議案第25号 庄内町部活動指導員の服務等に関する規程の設定について
 - 5 協 議
 - (1) 庄内町立川地域の民営認定こども園移行基本方針(案)について
 - (2) 庄内町立中学校生徒派遣費補助金交付要綱の一部改正(案)について
 - 6 そ の 他
 - (1) 第5回教育委員会定例会の開催について
日時: 令和2年4月21日(火) 午後2時00分
場所: 立川総合支所3階 第二会議室
 - (2) その他
 - 7 閉 会
- 4 出席者

教育長	菅原 正志
教育委員	今野 悦次(第一職務代理者)
教育委員	梅木 均(第二職務代理者)
教育委員	太田 ひろみ
教育委員	齊藤 雅子

5 欠席者	なし
6 傍聴人	なし
7 説明を要した者及び議事録作成のために出席した者	
教育課長	佐藤 美枝
社会教育課長	上野 英一
社会教育課長補佐兼社会教育係長	阿部 浩
指導主事	高橋 一枝
指導主事	富山 裕二
主査兼学校給食共同調理場係長	荒木 美紀
教育課主査兼学校教育係長	清野 美保
教育施設係長	押切 崇寛
文化スポーツ推進係長	池田 省三
教育課長補佐兼教育総務係長	佐藤 貢

開 会	(午前9時00分)
教育長	令和2年第4回庄内町教育委員会定例会を開会いたします。2議事録承認令和2年第2回定例会議事録承認及び第3回臨時会議事録について併せて、何か訂正や修正等があればお願いします。
太田委員	第2回定例会議事録2頁の梅木委員の発言のところで「振振興審議会」となっているので「振興審議会」へ改めください。
教育長	第2回議事録、第3回議事録はそれぞれよろしいですか。それでは次に移ります。3報告(1)経過報告について説明をお願いします。
佐藤教育課長	(資料に基づき説明する。)
教育長	各校、各園の卒業式、卒園式に参加いただき大変有難うございました。(1)経過報告についてはよろしいですか。
齊藤委員	3月14日の余目中学校の卒業式に都合で参加していません。
佐藤教育課長	削除訂正させていただきます。
教育長	それでは報告(2)令和2年度庄内町第1回庄内町議会定例会(3月)について説明をお願いします。
佐藤教育課長	(議会付議事件名簿資料及び一般質問通告順資料に基づき説明する。)
上野社会教育課長	(議会付議事件名簿資料及び一般質問通告順資料に基づき説明する。)
教育長	何か質問はございますか。よろしいですか。報告(3)その他はございますか。よろしいですか。それでは4付議事件に移ります。日程第1議案第15号庄内町教育委員会の人事発令については、職員の異動内示にあたりますので、審議を後に回して行いたいと思います。よろしく願いいたします。それでは日程第2議案第16号庄内町立図書館長の任命についてを議題とします。説明をお願いします。
上野社会教育課長	(資料に基づき説明する。)
教育長	これは人事案件ですので質疑を省略して採決いたしたいと思います。日程第2議案第16号庄内町立図書館長の任命について原案〔渡會晃〕のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第16号庄内町立図書館長の任命については原案のとおり可決されました。続いて日程第3議案第17号庄内町余目第三公民館長の任命についてを議題とします。説明をお願いします。
上野社会教育課長	(資料に基づき説明する。)

教育長	この案件についても人事案件ですので質疑を省略して採決いたしたいと思いません。日程第3議案第17号庄内町余目第三公民館長の任命について原案〔齋藤正明〕のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
	議案17号庄内町余目第三公民館の任命については原案のとおり可決されました。続いて日程第4議案第18号庄内町複合型屋内運動施設（仮称）整備基本計画の変更についてを議題とします。説明をお願いします。
上野社会教育課長	（資料に基づき説明する。） 内容については担当係長より説明させます。
池田文化スポーツ推進係長	冒頭資料の訂正を述べる。頁「-4-」が頁「-3-」に頁「-14-」が頁「-13-」への誤りの訂正を求める。具体的な変更箇所は下線を付しています。今回の変更の趣旨は、事業計画が過疎計画の位置づけであったものを合併特例債を活用するために「新・まちづくり計画」へ変更させていただくものとなります。なお、今回は過疎計画には本計画の記載はございませんが、合併特例債が財源として活用できないという事も考えまして、次回の過疎計画には記載するように変更するものです。13頁の変更については、これまで「平成」表記となっていたものを「令和」表記に変更し、昨年度お示した計画内容から建設スケジュールが図書館整備の関係で変わることになります。令和4年度に「測量・地質調査」「基本設計」、令和5年度「実施設計」、令和6年度「工事管理」「工事施工」、令和7年度「既存建物撤去」ということで変更するものです。
教育長	事業計画の一部見直しと建設スケジュールが変更になるということです。ご質問がございましたらお願いします。よろしいですか。それでは日程第4議案第18号庄内町複合型屋内運動施設（仮称）整備基本計画の変更について原案のとおり採決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第18号庄内町複合型屋内運動施設（仮称）整備基本計画の変更については原案のとおり可決されました。続いて日程第5議案第19号令和2年度庄内町教育委員会の重点と視座についてを議題とします。説明をお願いします。
高橋指導主事	「幼稚園・学校教育」に係る部分について、前回からのご意見を受けて修正、加筆訂正したポイントを中心に説明をいたします。2年前程から文字ポイントが小さくなり、字数がどんどん増えてきましたので、学校側にも今年度掲載した重点的な部分が良く分かるように見直したところです。しかし、あまり省き過ぎた部分があったので、内容や施策が分かっていただけに皆さんからのご意見を踏まえ修正を行ったところです。1項目めの「いのちを大切に、よりよい生き方や志を求める教育の推進」の1番目の★印に具体的にどのように推進するかということで3点を加えています。『家庭における「いのちの教育」啓発、戦争と平和についての学習、被災地との交流』ということで、様々な場面でいのちのことを考えていく、この3点だけではないのですが一つの例として加えさせていただきました。また、1項目めの一番下の□印で、前段に「学校、家庭、地域が連携した」を加え、後段に「安全を前提としながらも心と体を鍛え社会性を育てる教育内容・教育環境の設定」という具体的な部分を入れました。この安全を前提にしながら鍛えるという部分は、本町の教育の中で非常に大事にしていることだと思います。2項目めの「地域とつながり、共に社会をつくる豊かな心の教育」の1番目の★印に文言を加え、「ふるさと教育による郷土愛の育成や地域づくりへの参画意識の向上」とし、ふるさと教育の内容や狙いが少し明確になるように

	<p>しました。また、本年度の重点項目として副読本の改訂編集作業がありますので、「副読本の改訂編集」という部分を加えました。今まで3年に1度の改訂であったものを経費の面と先生方への労力と負担を考え、今回の改訂で5年分を印刷製本することを考えていますので、長く使うことのできるものを作成するという大きな事業となります。3項目めの「いのちの基礎を培う幼児教育と子育て支援の推進」の★印の「家庭と連携した子どもの生活習慣づくり（食育・生活リズム・メディア）」で、括弧の中の3点は幼児教育の課題として各園からも出されているものであり、それぞれを説明して記載すると長くなるので、本年度は括弧書きも含めた一文として、各園にも周知を図りながら進めていきたいと思ひます。4項目めの「一人一人の学ぶ意欲と確かな学力の育成」の2つの★印で「授業づくり」「集団づくり」がありますが、特に「集団づくり」では、集団自治力としていたのですが、「集団」という言葉が無くて、一人一人でも又はチームとしても「自治力」という言葉に包含されるということで「自治力」の文言表記に変えたところです。主体的に学ぶとか活動するという考え方からも「自治」という言葉はとても大事なものになると思ひています。また、「居場所づくり」「絆づくり」のところは変更を加えたものではありませんが、昨年度、全校で実施した担任力向上研修会での指導内容で、教師の側の「居場所づくり」と子ども達が自らの力で行う「絆づくり」のその両面が果たされて不登校やいじめの未然防止に繋がっていくのだということ、キーワードとして記載しています。6項目めの「学校と家庭、地域が支えあうしくみの構築」の★印の「学校と家庭、地域が連携して子どもを育てるしくみの再構築」では、コミュニティスクール導入に向けての準備をしていく年度にするのだということで、太字と下線を付け少し強調して学校への周知を図り、その計画も一緒に構築していきたいと思ひています。併せて今まであった地域学校協働活動も体制づくりの見直しをして充実を図っていききたいと思ひます。また、その下の2つの□印では、「社会教育と連携した家庭教育力向上のための啓発や情報発信」とし、前段に「社会教育と連携した」を加えたことと、「安全とたくましさを求める通学環境の整備」とし、議会の一般質問等でも問われているスクールバスのことについて、町として「安全とたくましさ」のその両方を叶えていくためには、地域との連携が必要であるということ、先生方と確認をしながら、外へ発信していきたいと思ひます。9項目めの「学校教育を支える施設・教育環境の充実」では、令和2年度では大きな事業があります。GIGAスクールということで新聞等でも報道されていますがICT環境の整備、2つ目の□印の立川地域の幼保のあり方の検討、学校教育施設長寿命化計画の策定、一番下の□印の町立小中学校の適正規模・適正配置のどれも大きな課題として考えて行かなければならないと思ひています。もう1点は、学校給食共同調理場が完成したからということで、食育のことも外すのではなくて、「安全安心な給食提供を支える共同調理場の管理の徹底と食育の推進」という言葉を一行加えさせていただきたいと思ひます。令和2年度は、大きな事業や教育に係る長期の事業が多く入ってきますが、ご意見をいただきたいと思ひます。</p>
教育長	それでは社会教育についての変更点も併せて説明ください。
池田文化スポーツ推進係長	<p>前回からの委員の皆さんからの意見を踏まえ修正した点を説明します。3項目めの「青少年に対するふるさとの自然や風土、文化の体験機会の充実」日本遺産のところに「世界かんがい施設遺産（北楯大堰）」を加えました。また、6項目めの5つ目の★印「地域おこし協力隊〔スポーツ推進協力員〕及び」のところに令和2年度実施予定である「チャレンジデー」の記載を追加させていただきました。社会教育の変更点は、以上です。</p>

教育長	委員の皆様からの意見を参考にして少し手直しをいたしました。ご意見をいただければと思います。太田委員はどうですか。
太田委員	検討していただいて有難うございました。どの様な手立てをするのかということも分かり易くて良くなったと思います。
教育長	他にご意見はございますか。よろしいですか。
今野委員	学校教育の6項目めの「コミュニティスクール導入に向けての準備」のところに下線が引いてあるのは何か意味はあるのですか。
高橋指導主事	太字にしたことで十分強調できるので、ここだけが下線になっていますので、下線はなくてもいいと思います。
今野委員	一番したの★印で重点的に取り組む項目ということで記載明記していますので、それで十分なのではないかと考えます。下線は削除してもいいと思います。「家読の推進」とかも太字にした意味はあるのですか。強調したいということですか。
高橋指導主事	「家読」や「チーム多職種」などの少し意味付けが独特な言葉について、特別な意味を持たせているということで強調していますが、こちらについても、もし見づらいうであれば案の段階から確定版にしていく過程で体裁を整える必要があると思います。太字として残ってしまっています。
今野委員	確定版として一本化するのであれば、ここだけ太字となっていて、何か意味があるのかなと誤解を招く事もあるかと思しますので、その辺のところは検討してください。
高橋指導主事	少し事務局にお任せいただければと思います。
佐藤教育課長	同じ内容で、最終的な体裁については調整させていただきたいと思います。
教育長	今ご意見いただいたところの体裁を変えるということをお願いしたいと思います。他に何かございますか。
梅木委員	4項目めの〔集団づくり〕の中の「自治力」という言葉は、先程説明がありましたが以前から使われていた言葉なのですか。
高橋指導主事	そうだと思います。「自治活動、児童会活動、生徒会活動」で、自分達の力で生活を向上させていく力を指します。
梅木委員	個々の力を結集させて生活を向上させて行こうという意味合いも含んでいるのですね。分かりました。
教育長	他はよろしいですか。それでは日程第5議案第19号令和2年度庄内町教育委員会の重点と視座については、体裁等を少し調整することで、内容は議案のままとして決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第19号令和2年度庄内町教育委員会の重点と視座については可決されました。続いて日程第6議案第20号庄内町外国語指導助手設置規則を廃止する規則の設定についてを議題とします。説明をお願いします。
清野主査兼学校教育係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	何か質問はございますか。よろしいですか。日程第6議案第20号庄内町外国語指導助手設置規則を廃止する規則の設定について採決いたします。原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第20号庄内町外国語指導助手設置規則を廃止する規則の設定については原案のとおり可決されました。続いて日程第7議案第21号庄内町部活動指導員設置規則を廃止する規則の設定についてを議題とします。説明をお願いします。

清野主査兼学校教育係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	質疑はございますか。よろしいですか。日程第7議案第21号庄内町部活動指導員設置規則を廃止する規則の設定について採決いたします。原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第21号庄内町部活動指導員設置規則を廃止する規則の設定については原案のとおり可決されました。続いて日程第8議案第22号庄内町教育委員会が定める日帰り旅行の日当を支給しない職に関する規程の設定についてを議題とします。説明をお願いします。
佐藤課長補佐兼教育総務係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	これについても会計年度任用職員としての任用に係る理由によるものです。よろしいですか。日程第8議案第22号庄内町教育委員会が定める日帰り旅行の日当を支給しない職に関する規程の設定について採決いたします。原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
	議案第22号庄内町教育委員会が定める日帰り旅行の日当を支給しない職に関する規程の設定については原案のとおり可決されました。続いて日程第9議案第23号庄内町外国語指導助手の赴任及び帰国旅費取扱い規程を廃止する規程の設定についてを議題とします。説明をお願いします。
清野主査兼学校教育係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	質疑はございますか。よろしいですか。日程第9議案第23号庄内町外国語指導助手の赴任及び帰国旅費取扱い規程を廃止する規程の設定について採決いたします。原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第23号庄内町外国語指導助手の赴任及び帰国旅費取扱い規程を廃止する規程の設定については原案のとおり可決されました。続いて日程第10議案第24号庄内町教育相談室設置運営規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。議案タイトルに誤りがあります。「庄内町」が重ねて記載されていますので、削除訂正ください。説明をお願いします。
清野主査兼学校教育係長	(資料に基づき説明する。)
	改正文の中の「●号」は、現在「庄内町会計年度任用職員の任用等に関する規則」に係る部分で審議調整中ですので、その確定調整後に番号が入ります。
教育長	これについても会計年度任用職員としての任用に係る部分での一部改正を行うものです。よろしいですか。日程第10議案第24号庄内町教育相談室設置運営規則の一部を改正する規則の制定について採決いたします。原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第24号庄内町教育相談室設置運営規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり可決されました。続いて日程第11議案第25号庄内町部活動指導員の服務等に関する規程の設定についてを議題とします。説明をお願いします。
清野主査兼学校教	(資料に基づき説明する。)

育係長	部活動指導員の服務等に関する部分について、庄内町会計年度任用職員の任用等に関する規則によるもの以外の別途に定めるものとして、教育委員会規程として新たに制定するものです。
教育長	中学校に配置される部活動指導員の具体的な職務等を定めるものとなっています。よろしいですか。日程第 11 議案第 25 号庄内町部活動指導員の服務等に関する規程の設定について採決いたします。原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 25 号庄内町部活動指導員の服務等に関する規程の設定について原案のとおり可決されました。続いて 5 協議に移ります。(1) 庄内町立川地域の民営認定こども園移行基本方針(案)について協議いたします。説明をお願いします。
佐藤教育課長	(本日配布の「庄内町立川地域の民営認定こども園移行基本方針(案)【概要版】」及び基本方針(案)「7 民営認定こども園移行に向けて」の資料に基づき説明する。)
教育長	この件については以前にプロジェクト会議での報告も兼ねて説明させていただきましたが、時間を掛けてじっくり協議し、丁寧に説明をしていかなければならないことと思っています。ご意見とか質問等があればお願いしたいと思います。梅木委員質疑はございませんか。
梅木委員	この間提出された資料をみて財政負担が大きいということで、非常にびっくりしたところです。認定こども園に移行していくということは、世の中の流れとして自然なことであると思っています。これまでの移行には、ある家庭で小さな子ども 2 人いて、小学校に就学するまでに 1 人は別の施設で他 1 人はまた違う幼稚園であるとすると、保護者の負担が非常に大きいということがスタートのきっかけなのだと思います。それが 1 つの施設で保育が出来るとなれば共働き家庭などでは、保護者ニーズに合致して進んできてますので、今後も続くものと思っています。本町の場合は、公立幼稚園もあるので、これからの移行作業がいろいろな場面で出てくるのだと思います。認定こども園になれば財政的な負担も少なくなると思います。ただ課題となるのは、私の経験上、職員についての部分をどうするのかだと思います。移行を進めていくうえでいろいろな課題が出てくるとは思いますが、認定こども園することは進めていくべきことと思っています。
教育長	令和 3 年には引継ぎ保育を置くとして、1 年間は今いる職員と受託側の民間事業者と一緒にやって行こうとする移行期を設けています。
梅木委員	実際に動いてみないと分からない部分が多くあるのだと思います。
教育長	他に委員の皆さん何かございませんか。
今野委員	立川地域に限定した理由は何かあるのですか。
教育長	議会一般質問でも問われていることですが、余目地域の 4 園については、小学校に併設しているということもあって、令和 2 年度からは小学校、中学校の学校全体のことも考えていく会議等も設置しますので、その時に小学校の校区編成等を含めた全体をどうするのか考えるとき、当然幼稚園をどうするのか考えなければならない訳で、その時一緒に議題として考えていかなければならないことだと思います。今幼稚園だけ先行して認定こども園にしていくことは、逆に財政的な部分や各地域での調整等のことも考えなければなりませんので、まずは立川地域を先行してやってどうするかを考えていきたいと思っています。
今野委員	余目第 4 学区から狩川の保育園に保育に来ている子どももいるのですね。
教育課長	来ている子どもはいます。そこは何も制限を設けずに希望に合わせて、まずは受

	け入れる形で進めています。
教育長	そうしないと今来ている子ども達が受け入れられないのでは理屈に合わないこととなります。
梅木委員	認定こども園については、保護者の方々のほうがずっと知識があるのだと思っています。一部には「何故認定こども園にしないの」という声のほうが高まっているようです。これからもその様になっていくのだと思っています。
教育長	余目地域については、小中学校の再編も含めて、その中に幼稚園も入れて考えていきたいと思えます。この件については、これでよろしいですか。それでは協議(2)庄内町立中学校生徒派遣費補助金交付要綱の一部改正(案)についてに移ります。説明をお願いします。
清野主査兼学校教育係長	(資料に基づき説明する) 今回の一部改正に当たって、対象とする部分を整理すること、補助率についても基準を設けて見直しをするという内容となります。各中学校にも説明して一定の理解を得た上での見直しの提案となります。
教育長	中学生の各種大会への生徒派遣の補助金の見直しとなります。財源的な部分で厳しいということもあり、他の近隣市町の補助制度と比較すると非常に恵まれていたものを少し見直しさせていただき、他に準ずるとするものです。これには、今まで駐車場料金とか高速道路利用料金は含んでいたのですか。
清野主査兼学校教育係長	入っていたのですけれど、今回見直すに当たってきちんと明記したものです。
今野委員	基本的にはこれまでと選手への対応は変わりがないということですか。
教育長	変わりはないのですが、大会によっては変わってくるということですか。
今野委員	中体連や中文連の大会についてはどうなるのですか。
教育長	主催事業であれば100%補助となります。今までは共催する事業でも100%補助していたのですが、中体連等があまり関わらない事業も補助していたので、中体連や中文連が「主催する事業」と限定したものです。いろいろな大会があり、中体連等に共催を求めて認められると全て100%補助していたところを見直すものです。よろしいですか。それでは5協議を終了します。 ここで一旦休憩します。(9時56分)
再開	(午前10時07分)
教育長	再開します。付議事件日程第1議案第15号庄内町教育委員会職員の人事発令についてを議題とします。人事に関する事件ですので非公開としたいがよろしいですか。
委員	(異議なし)
内容非公開	
教育長	人事案件ですので採決いたします。日程第1議案第15号庄内町教育委員会職員の人事発令について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	異議なしと認め、議案第15号庄内町教育委員会職員の人事発令については原案のとおり可決されました。それでは以上をもちまして令和2年第4回教育委員会定例会を終了します。
閉会	(午前10時18分)